

平成 21 年 度

管理員講習会に関する
受講のてびき

平成 21 年 6 月

(財) 高速道路調査会

目 次

1.	講習会実施機関.....	1
2.	講習会の概要.....	2
3.	本手引きにおける用語の解説.....	2
4.	講習会開催場所、スケジュール等.....	4
4.1.	初級講習、中級講習、上級講習会の開催地.....	4
4.2.	初級講習会、中級講習会スケジュール等.....	4
4.3.	上級講習会スケジュール等.....	5
4.4.	更新講習会の開催地および日程.....	5
4.5.	更新講習会スケジュール等.....	6
5.	講習会の受講料について.....	6
6.	管理員講習会 初級、中級、上級講習会 の受講要件.....	7
6.1.	初級講習会.....	7
6.2.	中級講習会.....	8
6.3.	上級講習会.....	9
6.4.	受講資格に関する細部事項.....	10
7.	管理員講習会 初級、中級、上級講習会 受講申請の手続き.....	14
7.1.	受講申請の受付期間と申請書提出先.....	14
7.2.	受講申請に必要な書類.....	14
7.3.	受講申請における留意事項.....	15
7.4.	受講票・受講案内等の送付.....	15
7.5.	料金の支払い方法.....	15
7.6.	キャンセル等の取り扱い.....	16
8.	管理員講習会 初級、中級、上級講習会修了確認.....	17
8.1.	講習会の修了確認試験概要.....	17
8.2.	初級講習会及び中級講習会の種類と確認試験.....	17
8.3.	確認試験の内容.....	17
8.4.	専門テキスト（初級講習会及び中級講習会受講者）.....	20
8.5.	上級講習会の確認試験.....	21
8.6.	修了証の送付、結果の通知.....	21

9.	更新講習会.....	2 3
9.1.	更新講習会の内容.....	2 3
9.2.	受講要件.....	2 3
9.3.	受講申請の受付期間と申請書提出先.....	2 3
9.4.	受講申請に必要な書類.....	2 4
9.5.	申請における留意事項.....	2 4
9.6.	受講票・受講案内等の送付.....	2 4
9.7.	料金の支払い方法.....	2 5
9.8.	キャンセル等の取り扱い.....	2 5
9.9.	継続教育.....	2 6
9.10.	修了証の送付、結果の通知.....	2 6
10.	個人情報について.....	2 7
10.1.	利用目的.....	2 7
10.2.	個人情報の第三者への提供・委託.....	2 7
10.3.	個人情報の取り扱い.....	2 7
10.4.	苦情およびお問い合わせ先.....	2 7

1. 講習会実施機関

講習会の実施機関は（財）高速道路調査会（以下「調査会」という）です。

なお、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO」という）の施工管理員の制度に関する問い合わせは、NEXCO にお問い合わせ下さい。

講習会に関する問合せ先、受講申請書等送付先

（財）高速道路調査会 事業部 講習企画課
 〒108-0014 東京都港区芝4丁目17番5号
 田町プレイス 4階
 （TEL）03-6436-2080
 （FAX）03-6436-2098
 （Eメール）koushu@express-highway.or.jp
 （ホームページ）http://www.express-highway.or.jp



調査会への案内図

交通機関

地下鉄 都営三田線・浅草線「三田」駅下車 徒歩約5分

JR 山手線・京浜東北線「田町」駅下車 徒歩約7分

制度に関する問い合わせ先

会社名	部署	電話番号
東日本高速道路(株)	技術部 技術管理課	03-3506-0111(代表)
中日本高速道路(株)	企画本部 技術開発部 技術管理チーム	052-222-1620(代表)
西日本高速道路(株)	建設事業部 建設事業統括グループ	06-6344-4000(代表)

2. 講習会の概要

当調査会では管理員の受講要件に該当する方を対象に、初級講習会、中級講習会、上級講習会、更新講習会を開催し、初級講習会、中級講習会、上級講習会については、講習会で行われる修了確認試験において一定のレベルに達したと認められる者に対し、および更新講習会を受講した者に対して当調査会の講習を修了したと認め、修了証を発行します。

3. 本手引きにおける用語の解説

NEXCO 施工管理員

高速道路会社が締結した工事・調査・設計・測量・試験及び研究の請負契約の履行についての監督、あるいは高速道路等の保安全管理等業務の一部を高速道路会社が第三者と業務契約する場合、あるいは道路構造物を常に安全な状態で機能を保持することを目的に行う詳細点検等を行う業務、あるいは工事記録に関する技術指導、道路資産データ等の保全情報の利活用を支援する業務等、請負者がこれらの施工管理等業務契約に係る業務を遂行するために、事務所等に常駐させる者。

技師B、技師C、技術員

NEXCO 施工管理員の業務上の格。

専門職種

技術職種で「土木」「建築」「機械」「電気」「通信」「造園」の6種類がある。

管理技術者等

管理技術者・現場業務責任者・現場代理人（平成10年3月31日以前）をいう。
施工管理等業務契約において現場の責任者として常駐し、同業務が円滑に遂行されるよう管理員等指揮、監督する者。管理員の認定を受けていれば管理員を兼ねることができる。

管理員コード

過去に日本道路公団（以下「JH」という）あるいはNEXCOから管理員として認定された者に付与されている番号。9桁の数字から成る。上位4桁は格・職種に関わらず最初に認定された年の西暦を表す。

申請者

講習会を受講希望する者。

申請代表者

申請者を有する会社の代表で受講申請を行う者。

初級講習会

主に高速道路の建設事業における施工管理に関し、経験のない者或いは少ない者に対する講習会。NEXCO 施工管理員「技術員」の格に相当する講習会。

中級講習会

主に高速道路の建設事業における施工管理に関し、経験を有し比較的複雑な業務を遂行できる者に対する講習会。NEXCO 施工管理員「技師C」の格に相当する講習会。

上級講習会

主に高速道路の建設事業における施工管理に関し、技術的に相当に高度又は複雑な業務を遂行できる者に対する講習会。NEXCO 施工管理員「技師B」の格に相当する講習会。

更新講習会

初級講習会、中級講習会、上級講習会などを受講した者を対象とした、能力維持のための講習会。

継続教育

更新講習会を受講する要件。一般倫理、技術者倫理等に関する講習会を毎年1時間以上受講する必要がある。ただし、ここでいう1年は、10月～翌年9月である。

修了証

初級講習会、中級講習会及び上級講習会を受講し確認試験において一定のレベル以上に達した者及び更新講習会を受講した者に修了証を発行する。

確認試験

初級講習会、中級講習会及び上級講習会で得られた知識が一定のレベル以上に達しているか否かの確認を行う試験。

一般講習

初級講習会及び中級講習会で行われる一般倫理、安全管理、工事管理などに関する講習。

一般講習修了確認試験

一般講習に関する確認試験。

専門講習修了確認試験

専門に関する確認試験。

論文確認試験

上級講習会を受講し、一定のレベルに達しているか否かを確認する論文試験。

口頭確認試験

上級講習会の論文確認試験で一定のレベルに達した者に対し、実施する面接試験。

4. 講習会開催場所、スケジュール等

4.1. 初級講習、中級講習、上級講習会の開催地

初級講習、中級講習、上級講習会（論文確認および口頭確認）は、東京で開催します。詳細な場所につきましては、受講申請後に送付する受講票にてお知らせします。

4.2. 初級講習会、中級講習会スケジュール等

日程	別表 ⁽¹⁾ に示す資格を有しない者	別表 ⁽¹⁾ に示す資格を有する者
7月1日(水)	【講習会受講申請受付期間】	
7月29日(水)	受付期間最終日の消印有効とし、それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。 簡易書留郵便で郵送して下さい。	
9月30日(水)	受講料振込用紙、受講票発送 9月30日(水)までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。	
10月9日(金)	キャンセル受付期限	
10月16日(金)	受講料金の支払い期限	
10月16日(金)	専門講習テキストの発送 10月16日(金)までに専門講習テキストが届かない場合は、調査会にご連絡下さい。	専門講習テキストの発送は、致しません
初級 11月10日 (火) TFTホール	講習会 9:30~15:40 一般講習(全受講者) 15:55~16:05 一般講習確認試験方法説明(全受講者) 16:05~16:35 一般講習確認試験(全受講者) 17:00~17:30 専門講習確認試験 ⁽¹⁾	
中級 11月11日 (水) TFTホール	上記時間は予定 (1) 初級講習会受講者の場合、別表-1、別表-2、別表-3、中級講習会受講者の場合、別表-2、別表-3のいずれかの資格を有している者は、専門確認試験は必要ありません。修了証は一般講習会確認試験で一定レベルに到達した者のみに送付します。	
12月28日(月)	修了証、結果通知発送 12月28日(月)までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。	

(1) 別表とは、6.にある、別表-1、別表-2、別表-3に示す資格をいいます。

4.3. 上級講習会スケジュール等

日程	内容・注意事項
7月1日(水)	【講習会受講申請受付期間】 受付期間最終日の消印有効とし、それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。
7月29日(水)	簡易書留郵便で郵送して下さい。
9月30日(水)	受講料振込用紙、受講票発送 9月30日(水)までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。
10月9日(金)	キャンセル受付期限
10月16日(金)	受講料金の支払い期限
10月28日 (水) 新橋ラーニング スクエア	講習会 9:30~14:50 講習 15:05~17:15 論文確認試験 上記時間は予定
1月8日(金)	論文確認試験結果通知発送 1月8日(金)までに修了証等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。
1月29日(金)	口頭確認試験 時間は、結果通知に記載しています。 1人あたりの試験時間は15分程度です。
2月19日(金)	修了証、結果通知発送 2月19日(金)までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。

なお、上級講習会は、平成21年10月28日(水)に予定していますが、詳細については別途通知します。口頭確認試験については、平成22年1月29日に予定していますが、論文確認試験で一定レベル以上に達した者に対し別途通知します。

4.4. 更新講習会の開催地および日程

更新講習会の開催地は、次表のとおりです。なお、詳細日程につきましては、改めてホームページ等に案内しますので、ご確認ください。

受講申請書には、申請者単位で希望の開催場所を選択して下さい。

表 4-1 講習会開催地及び開催日

講習会名	開催地	開催日
更新講習会	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡	平成21年12月~平成22年2月

なお、開催地において受講生数が少ない場合、その開催地での開催をとりやめる場合がございます。

4.5. 更新講習会スケジュール等

日 程	内 容 ・ 注意事項
9月9日(火)	【講習会受講申請受付期間】 受付期間最終日の消印有効とし、それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。 簡易書留郵便で郵送して下さい。
10月7日(水)	
11月6日(金)	受講料振込用紙、受講票発送 11月6日(金)までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。
11月20日(金)	受講料金の支払い期限、キャンセル受付期限
12月4日(仙台)	講習会 午前の場合 9:30~11:50 講習(全受講者) 午後の場合 13:30~15:50 講習(全受講者) 上記時間は予定 札幌：札幌コンベンションセンター、仙台：仙台商工会議所、 東京：飯田橋レインボービル、名古屋：電気文化会館、 大阪：天満研修センター、福岡：八重洲博多ビル を予定しています
12月7日(札幌)	
12月9日(東京)	
12月16日(名古屋)	
1月26日(福岡)	
2月2日(大阪)	
2月16日(東京)	
3月26日(金)	修了証、結果通知発送 3月26日(金)までに受講票等が届かない場合は、調査会にご連絡下さい。

5. 講習会の受講料について

1) 講習会の受講料は、下表のとおりです。

なお、専門講習確認試験の有無につきましては、6. 受講要件によりご確認ください。

表 5-1 管理員講習会料金表

番号	講習会名	種 別	受講料 (単位：円)
1	初級講習会	講習会、一般講習確認試験及び専門講習確認試験を受講する者	20,000
2	初級講習会	講習会及び一般講習確認試験を受講する者	18,000
3	中級講習会	講習会、一般講習確認試験及び専門講習確認試験を受講する者	20,000
4	中級講習会	講習会及び一般講習確認試験を受講する者	18,000
5	上級講習会	全受講者	20,000
6	更新講習会	全受講者	8,000

注) 本料金には受講料の他、テキスト代、確認試験等の諸費用、消費税が含まれています。

6. 管理員講習会 初級、中級、上級講習会 の受講要件

6.1. 初級講習会

1) 大学卒業者の受講資格基準および修了証発行要件は、下表のとおりです。

表 6-1 大学卒業者の受講資格基準および修了証発行要件

ケース	卒業 業科	卒業後 の年数	専門職種に 関する実務 経験年数	専門職種に 関する別表-1、 別表-2、別表-3の いずれかの資格	修了証発行要件
. 1	関連	1年以上	1年以上	有	一般講習を受講し一般講習確認試験 で一定レベルに達した者(1)
. 2	関連	1年以上	1年以上	無	一般講習受講し一般講習確認試験 及び専門講習確認試験で一定レベル に達した者
. 3	無関連	2年以上	2年以上	有	一般講習を受講し一般講習確認試験 で一定レベルに達した者(1)
. 4	無関連	3年以上	3年以上	無	一般講習受講し一般講習確認試験 及び専門講習確認試験で一定レベル に達した者

(1) 別表 - 1、別表 - 2、別表 - 3のいずれかの資格を有している者は、専門講習確認試験を受ける必要はありません。修了証は一般講習確認試験で一定レベルに到達した者に送付します。

2) 高専・短大卒業者等

(表6 - 1)の「卒業後の年数」及び「専門職種に関する実務経験年数」をそれぞれ1年ずつ加算するものとします。

3) 高校卒業者等

(表6 - 1)の「卒業後の年数」及び「専門職種に関する実務経験年数」をそれぞれ2年ずつ加算するものとします。

4) 細部に関する事項

細部については、後項6 . 4を参照して下さい。

(別表 - 1)

専門職種	資 格
土 木	2 級土木施工管理技士
建 築	2 級建築施工管理技士又は2 級建築士
機 械	2 級管工事施工管理技士
電 気	2 級電気工事施工管理技士又は第3 種電気主任技術者
通 信	2 級電気工事施工管理技士、第2 級(陸上)無線技術士、 第2 級(総合)無線通信士、線路主任技術者、第2 種伝送交換主任技術者、 工事担任者(アナログ3 種を除く)
造 園	2 級造園施工管理技士

6.2. 中級講習会

1) 大学卒業者の受講資格基準および修了証発行要件は、下表のとおりです。

表 6-2 大学卒業者の受講資格基準および修了証発行要件

ケース	卒業学科	卒業後の年数	専門職種に関する実務経験年数	専門職種に関する技術員等(1)の経験年数	専門職種に関する別表-2.別表-3のいずれかの資格	修了証発行要件
. 1	関連	5年以上	5年以上	1年以上	有	一般講習を受講し一般講習確認試験で一定レベルに達した者(2)
. 2		6年以上	6年以上			
. 3	関連	6年以上	6年以上	1年以上	無	一般講習を受講し一般講習確認試験及び専門講習確認試験で一定レベルに達した者
. 4	無関連	7年以上	7年以上	2年以上	有	一般講習を受講し一般講習確認試験で一定レベルに達した者(2)
. 5		8年以上	8年以上	1年以上		
. 6		9年以上	9年以上	2年以上	無	一般講習を受講し一般講習確認試験及び専門講習確認試験で一定レベルに達した者
. 7		10年以上	10年以上		有	一般講習を受講し一般講習確認試験で一定レベルに達した者(2)
. 8		10年以上	10年以上	1年以上	無	一般講習を受講し一般講習確認試験及び専門講習確認試験で一定レベルに達した者

- (1) ・NEXCO 施工管理員技術員等の経験年数は、その左欄に示す「専門職種に関する実務経験年数」に含むものとします。
 ・専門職種の経験年数として計上できるものには、NEXCO 施工管理業務、NEXCO 調査等管理業務等の技術員の他に、NEXCO 道路保全管理業務の土木保全補助管理員、道路詳細点検・検討業務の補助詳細点検員及び植栽補助管理員を含む。
- (2) 別表 - 2、別表 - 3のいずれかの資格を有している者は、専門講習確認試験を受ける必要はありません。修了証は一般講習確認試験で一定レベルに到達した者に送付します。

2) 高専・短大卒業者等

(表6-2)の「卒業後の年数」及び「専門職種に関する実務経験年数」をそれぞれ2年ずつ加算するものとします。

3) 高校卒業者等

(表6-2)の「卒業後の年数」及び「専門職種に関する実務経験年数」をそれぞれ4年ずつ加算するものとします。

4) 細部に関する事項

細部については、後項6.4を参照して下さい。

(別表-2)

専門職種	資格
土木	1級土木施工管理技士
建築	1級建築施工管理技士又は1級建築士
機械	1級管工事施工管理技士
電気	1級電気工事施工管理技士又は第3種電気主任技術者
通信	1級電気工事施工管理技士、第2級(陸上)無線技術士、第2級(総合)無線通信士、線路主任技術者、第2種伝送交換主任技術者、工事担任者(アナログ3種を除く)
造園	1級造園施工管理技士

6.3. 上級講習会

1) 大学卒業者の受講資格基準および修了証発行要件は、下表のとおりです。

表 6-3 大学卒業者の受講資格基準および修了証発行要件

ケース	卒業学科	卒業後の年数	専門職種に関する技師C等(1)の経験年数	管理技術者等の経験年数(2)	専門職種に関する別表-3の資格	修了証発行要件
. 1	関連	8年以上	2年以上	1年以上	有	講習会を受講し、論文確認試験及び口頭確認試験両方において一定のレベルに達した者
. 2	関連	8年以上	2年以上	2年以上	無	
. 3	無関連	12年以上	3年以上	2年以上	有	
. 4	無関連	12年以上	3年以上	3年以上	無	

- (1) 専門職種の経験年数として計上できるものには、NEXCO 施工管理業務、NEXCO 調査等管理業務等の技師Cの他に、NEXCO 道路保全管理業務の土木保全管理員、道路詳細点検・検討業務の詳細点検員及び植栽管理員を含む。
- (2) ・NEXCO 施工管理員管理技術者等の経験年数は、その左欄に示す「専門職種に関するNEXCO 施工管理員技師Cの経験年数」に含むものとします。
 ・土木職以外の「NEXCO 施工管理員管理技術者等の経験年数」は上記の1 / 2 とします。

2) 高専・短大卒業者等

(表6-3)の「卒業後の年数」をそれぞれ2年ずつ加算するものとします。

3) 高校卒業者等

(表6-3)の「卒業後の年数」をそれぞれ4年ずつ加算するものとします。

4) 細部に関する事項

細部については、後項6.4を参照して下さい。

(別表-3)

専門職種	資格
土木	技術士 (総合監理部門及び建設部門、農業部門、森林部門、応用理学部門、環境部門)
建築	技術士 (総合監理部門及び建設部門)又は1級建築士の資格取得後3年以上経過した者)
機械	技術士(総合監理部門及び機械部門、建設部門、上下水道部門)
電気	技術士(総合監理部門及び電気電子部門、建設部門、情報工学部門)、 第1種・第2種電気主任技術者の資格取得者又は第3種電気主任技術者の資格取得後5年以上経過した者のいずれか
通信	技術士(総合監理部門及び電気電子部門、建設部門、情報工学部門)、 第1級(陸上)無線技術士、第1級(総合)無線通信士、第1種伝送交換主任技術者のいずれか
造園	技術士(総合監理部門及び建設部門、環境部門)

6.4. 受講資格に関する細部事項

6.4.1. 学歴・関連学科

1) 専門職種の関連学科は、下表のとおりです。

表 6-4 専門職種の関連学科

専門職種	関連学科
土木	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学に関する学科
建築	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科
機械	機械工学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は建築学に関する学科
電気・通信	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学、又は建築学に関する学科
造園	土木工学、園芸学、林学、都市工学、交通工学又は建築学に関する学科

関連学科は国土交通省令で定める技術検定の指定学科に準拠しています。
具体的な学科名称については「参考2」の(参表-5)を参照してください。

- 2) 表5-4に示す、専門職種に対する関連学科の大学院卒業者は大学卒業者の受講資格基準を適用し、大学院修学期間の2年間を専門職種に関する実務経験として扱います。
- 3) 専修学校認可校で修業年限2年以上の各種専門・専修学校の卒業者は、高専・短大等卒業者として扱いますが、専門職種の関連学科卒業として認められるのは、「参考2」の(参表-5 4)に記載している学校・学科の卒業者のみとなりますのでご注意ください。
- 4) 中途退学及び3)以外の専門・専修学校(1年課程)については学歴として扱いません。その前の学歴卒として取り扱います。
- 5) 高専3年課程修了者は、修学された学科の高校卒として扱います。
- 6) 中学卒業者は無関連の高卒者として扱います。ただし「卒業後の年数」及び「専門職種に関する実務経験年数」は18才以降のものとしします。
- 7) 大学・短大・専修学校等の夜間部卒で卒業後の実務経験年数が不足の場合には、その前の学歴卒として扱うことができ、夜間部在学時の職歴は、実務経験年数として認められます。

6.4.2. 卒業後の年数

- 1) 受講申請年度の年度末までに要件を満たせば申請することが出来ます。
ただし、この場合、修了証の送付は、年度末とさせていただきます。

6.4.3. 専門職種に関する実務経験年数

- 1) 受講申請年度の年度末までの見込みで、要件を満たせば申請することが出来ます。
ただし、この場合、修了証の送付は、年度末とさせていただきます。
- 2) 電気職と通信職は実務経験年数を相互に共有できるものとしします。
- 3) 専門職種に関する実務経験とは次表に示すものをいいます。

表 6-5 専門職種に関する実務経験に該当する職務内容

職 務	作 業 内 容
現場施工(技能作業)	型枠工・鉄筋工・電気工などの技能工として、工事等の現場での施工に従事する業務
現場管理(請負者側)	請負人の立場で工事等の現場管理に従事する業務
施工管理(発注者側)	発注者あるいは発注者と業務契約した者が、工事等の施工管理に従事する業務
保 全 管 理 等	供用中の施設(土木構造物、設備、工作物など)を、管理者あるいは管理者と業務契約した者が、保全管理等に従事する業務
維 持 修 繕 作 業	供用中の施設(土木構造物、設備、工作物など)を、管理者あるいは管理者と業務契約した者が、改良、維持修繕作業に従事する業務
調 査 ・ 設 計	構築物、設備等の新設・改良などのための設計あるいは、専門技術的調査に従事する業務
試 験 ・ 研 究	品質管理試験あるいは公的機関・企業における技術開発等の試験研究に従事する業務
システム開発・管理	技術業務をサポートするシステムの開発、運用管理に専門技術者として従事する業務
製 造 ・ 修 理	メーカー・取扱店等において管理技術者あるいは技能工として、設備・製品などの製造・修理に従事する業務

4) 以下の業務は専門職種に関する実務経験とはなりませんのでご注意ください。

- ・ 学校・訓練所等における研究・教育・指導
- ・ 測量、製図・トレースなどの業務
- ・ 会社における一般事務及び営業等

6.4.4. 専門職種に関する施工管理員の経験年数

- 1) 中級講習にある「専門職種に関する施工管理員技術員等の経験年数」及び上級講習にある「専門職種に関する施工管理員技師C等の経験年数」は、JH あるいは NEXCO が発注した3)に示す業務における昭和56年度以降の施工管理員等としての経験年数とします。
- 2) 受講申請日の属する月の末日までの見込みで要件を満たせば申請することができます。
- 3) 施工管理員の経験年数とは、次表の業務に施工管理員の認定を受けて、従事した期間をいいます。

なお、施工管理員補助作業員としての従事期間は施工管理員の経験年数とはなりませんのでご注意ください。

表 6-6 年度別経験年数として加算可能な業務種別の一覧

業 務 名	管 理 員 の 種 別	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H18 年度
				H12 年度			H16 年度	
施工管理業務 調査等管理業務	技術員	技術員	技術員	技術員	技術員	技術員	技術員	技術員
	技師 C	技師 C	技師 C	技師 C	技師 C	技師 C	技師 C	技師 C
	技師 B	技師 B	技師 B	技師 B	技師 B	技師 B	技師 B	技師 B
試験業務								
土木点検管理業務 植栽点検管理業務								
道路保全管理業務	土木保全補助管理員		-	-	-	技術員	技術員	技術員
	土木保全管理員					技師 C	技師 C	技師 C
	植栽管理員				-	-	-	-
道路詳細点検 ・検討業務	補助詳細点検員				-	技術員	技術員	技術員
	詳細点検員					技師 C	技師 C	技師 C
	主任詳細点検員				-	技師 B	技師 B	技師 B
	植栽補助管理員				-	技術員	技術員	技術員
	植栽管理員					技師 C	技師 C	技師 C
保全情報管理業務	保全情報管理員						技術員	
	主任保全情報管理員						技師 C	
施設保全管理業務	施設保全管理員 B							
	施設保全管理員 A							
	施設制御管理員 B							-
	施設制御管理員 A							-
施設制御管理業務	施設制御管理員 B							
	施設制御管理員 A							
E T C 設備保守業務	保守員							
管理施設保全工事	建物点検員							
保守点検業務	保守員 B							
	保守員 A							
運転監視業務								
水質管理業務								
建物点検管理業務	建物点検員							

注) については、契約上の格ではなく、認定上の格とします。

上記表に記載されていない業務(例:特殊検査業務・保全点検員)については施工管理員の経験年数に加算することができません。また、施工管理員補助作業員としての従事期間は施工管理員の経験年数に加算することはできません。

- については、該当年度の管理員の種別で、経験年数に加算できません。また、に塗りつぶした業務も同様に、経験年数に加算できません。

- 4) 平成15年度以降「施工管理員の経験年数」として認めておりました保全情報管理業務は、平成18年度以降の受講申請時には「管理員の経験年数」として認められなくなりましたのでご注意ください。
- 5) 電気職及び通信職の中級講習会の申請においては、相互に他方の「専門職種に関する施工管理員技師C等の経験年数」の1/2を「専門職種に関する施工管理員技術員等の経験年数」に加算して計算できるものとします。
- (例) 電気職・施工管理員技師C格保有者が、通信職・中級講習会を申請する場合
(表6-2)大卒、ケースNO.4の場合「通信職・施工管理員技術員の経験年数」は2年以上必要となるが、通信職・施工管理員技術員としての認定がなくても「電気職・施工管理員技師Cの経験年数」が4年以上あれば、要件を満たし申請が可能。
- 6) 3) に示す業務の他、JHあるいはNEXCOに専門職種として在職した期間は施工管理員の経験年数と同等として扱います。なお、格は認定上の格とします。ただし、JHあるいはNEXCOにおいて、「技術員格」で従事した期間は「施工管理員技術員」、「技師格」で従事した期間は「施工管理員技師C」と同格として扱います。

6.4.5. 管理技術者等の経験年数

- 1) 上級講習にある「管理技術者等の経験年数」は、JHあるいはNEXCOが発注した前項6.4.4 3)に示す業務において、施工管理員技師C等での施工管理員管理技術者等の経験年数とします。
- 2) 受講申請日の属する月の末日までの見込みで要件を満たせば申請することができます。
- 3) 土木職以外の「管理技術者等の経験年数」は(表6-3)の年数に1/2を乗じた年数に読み替えるものとします。
- 4) 「管理技術者等の経験年数」として扱うものは、前項6.4.4 3)に示す業務に施工管理員管理技術者等として従事した期間及び、JHあるいはNEXCOにおいて課長、工事長、助役以上で従事した期間とします。

7. 管理員講習会 初級、中級、上級講習会 受講申請の手続き

7.1. 受講申請の受付期間と申請書提出先

受講申請受付期間

平成21年7月1日(水)～平成21年7月29日(水)

**受講申請書類は簡易書留郵便で郵送して下さい。受付期間最終日の【消印有効】
です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。**

受講申請書提出先

(財)高速道路調査会 講習企画課

〒108-0014 東京都港区芝4丁目17番5号田町プレイス4階

TEL 03 - 6436 - 2080

7.2. 受講申請に必要な書類

受講申請に必要な書類は次表のとおりです。

表 7-1 受講申請に必要な書類

	書 類	部 数	摘 要
1	講習会受講申請書 (参考1 様式 - 1)	1 部	申請代表者名で申請者全員について記入します。 <u>申請代表者の社印・役職印が必要</u> です。
2	経 歴 書 (参考1 様式 - 2)	申請者毎に1部	<u>申請代表者の社印・役職印が必要</u> です。記入内容に誤りがあると受講できない場合がありますので必ず各人が確認し <u>各人の認印を押印</u> してください。
3	証 明 書 (様式不問)	対象となる 申請者毎に1部	初級講習会及び中級講習会において別表に示す資格を有し、専門講習確認試験を受けずに修了審査の発行を希望される方及び上級講習会において別表に示す資格を有し表5.10に示すNo.1、No.3のケースで受講する方は、その資格の証明書(写し)を添付して下さい。

- 1 平成20年度まで、添付していました写真票につきましては、不要です。
- 2 今回、様式 - 1 に生年月日欄を加えております。
平成20年度まで使用してまいりました「管理員に関する業務処理システム(KGS)」を使用して経歴書を作成いただいていた構いませんが、その場合は、手書きにて生年月日を書き加えていただきますようお願いいたします。

7.3. 受講申請における留意事項

初級講習会、中級講習会、上級講習会は、申請代表者が取りまとめ会社単位で受講申請して下さい。

申請書類は簡易書留郵便で郵送して下さい。受付期間最終日の【消印有効】です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。

申請書類に不備があった場合は、受講することができません。

申請書類の記載等に虚偽がある場合は、受講することができません。また、修了証を送付した後に、記載等に虚偽が発覚した場合は、修了証を無効といたします。

提出された申請書類は返却致しません。

講習日程等の都合から、初級講習会及び中級講習会それぞれにおいて2職種以上の受講申請を行うことは出来ません。ただし、初級講習会と中級講習会とで職種が異なる受講申請を行うことは可能です。

申請者がNEXCO 管理員コードを持っている場合は、必ず、講習会受講申請書等に該当者の管理員コードを記入してください。特に、中途入社を受講生が上記の申請対象となる場合は、本人等に管理員コードの有無を確認の上、申請して下さい。

受講票・受講料振込用紙は、受講申請時に所属している会社へ送付します。申請後に会社を異動した者がいる場合でも、申請時の会社から受講料が振り込まれないと、受講できないので注意して下さい。また、受講票、結果通知などは、申請時の会社申請担当者様あてに送付します。

7.4. 受講票・受講案内等の送付

- 1) 申請書類等について審査のあと、下記期日までに受講票・受講案内等の資料を各会社申請担当者様あてに送付します。会社申請担当者様から受講票等資料を申請者各人に確実にお渡しください。

平成21年9月30日(金)までに送付します。

- 2) 上記期日までに受講票・受講案内等が届かない場合は、電話等により調査会講習企画課にお問い合わせください。

7.5. 料金の支払い方法

講習会の受講料は、5.により確認ください。

受講票・受講案内と同時に、受講料等の「振込依頼書」を送付します。受講料等は必ずこの用紙にて会社単位で納入してください。現金等での直接納入はお断りいたします。納入は振込用紙到着後、下記期日までにお済ませ下さい。期日までに入金の確認がとれない場合は、受講できない場合がありますのでご注意ください。

注) 請求書・領収書は発行致しません。振込金受取書をもって領収書にかえさせていただきます。

平成21年10月16日(金)まで

7.6. キャンセル等の取り扱い

都合によりキャンセルされる場合は、下記期日までに調査会講習企画課にご連絡ください。受講料等振り込み済みの場合は、振り込み手数料を差し引いて払い戻します。下記期日以降にキャンセルされる場合は、受講料全額を申し受けます。この場合、講習会のテキスト等資料は講習会実施日以降送付します。

平成21年10月9日(金)17:00まで

8. 管理員講習会 初級、中級、上級講習会修了確認

8.1. 講習会の修了確認試験概要

初級講習会及び中級講習会における修了証は、それぞれの講習会受講時に行われる確認試験において一定レベル以上に達していると認められる者に対し発行します。

上級講習会の修了証は、講習を受講し論文形式による確認試験及び口頭による確認試験において一定レベル以上に達していると認められる者に対し発行します。ただし、口頭による確認試験は、論文による確認試験において一定レベル以上に達していると認められる者に対しのみ行います。

8.2. 初級講習会及び中級講習会の種類と確認試験

8.2.1. 講習会の種別

管理員講習会の種別、内容及び修了審査は、下表のとおりです。

表 8-1 管理員講習会の概要

講習会名	修得課程 (全職種)	講習内容	確認試験	講習日数
初級講習会	一般講習 (全受講者必須)	一般倫理、技術者倫理、コンプライアンス、安全管理・工事管理等の業務における知識全般	講習終了後 四者択一問題 20問(30分)	1日
	専門講習 (有資格者は不要)	講習会当日に講習は実施しません。 事前に送付するテキストにより自学自習するようお願いいたします。	一般講習確認試験 後四者択一問題 20問(30分)	
中級講習会	一般講習 (全受講者必須)	一般倫理、技術者倫理、コンプライアンス、安全管理・工事管理等の業務における知識全般	講習終了後 多岐択一問題 20問(40分)	1日
	専門講習 (有資格者は不要)	講習会当日に講習は実施しません。 事前に送付するテキストにより自学自習するようお願いいたします。	一般講習確認試験 後四者択一問題 20問(30分)	

8.3. 確認試験の内容

1) 初級講習会の各専門分野別の修了確認試験内容は、下表のとおりです。

表 8-2 各専門分野別の修了確認試験内容

((a) 土木)

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	切盛土工、トンネル、橋梁、舗装など土木全般における各種試験方法、施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(b) 建築)

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	管理用建築施設など建築全般における施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(c) 機械)

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	トンネル非常用設備、トンネル換気設備、計測設備、ブース空気調和設備、重量計等取締機器設備、し尿浄化槽設備、給排水衛生設備など機械全般における各種試験方法、施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(d) 電気)

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	受配電設備、自家発電設備、道路照明設備、トンネル照明設備、可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、気象観測設備、交通量計測設備、建物電気設備など電気全般における各種試験方法、施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(e) 通信)

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	移動無線設備、トンネル内ラジオ再放送設備、CCTV設備、ハイウェイラジオ設備、伝送交換設備、衛星通信設備、電力系遠方監視制御設備、ETC設備など通信全般における各種試験方法、施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(f) 造園)

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	道路植栽、植物材料、植樹工、植栽基盤整備工、移植工、マルチング工、造園耕作物工、植生のり面工などの造園全般における設計方法、施工方法等に関する事項	30分

2) 中級講習会の各専門分野別の修了確認試験内容は、下表のとおりです。

表 8-3 各専門分野別修了確認試験内容

(a) 土木

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	切盛土工、トンネル、橋梁、舗装など土木全般における各種試験方法、 施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(b) 建築

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	休憩用建築施設、管理用建築施設、給排水衛生設備など建築全般 における施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(c) 機械

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	トンネル非常用設備、トンネル換気設備、融雪設備、重量計等取締 機器設備、給排水衛生設備、管理用建築施設(空気調和設備)など 機械全般における施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(d) 電気

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	受配電設備、自家発電設備、道路照明設備、トンネル照明設備、 電力系遠方監視制御設備の電気全般における各種試験方法、 施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(e) 通信

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	移動無線設備、トンネル内ラジオ再放送設備、CCTV設備、 ハイウェイラジオ設備、伝送交換設備、路車間情報設備、電力系遠方 監視制御設備、ETC設備、電線路(通信ケーブル)など通信全般に おける施工計画、施工方法、出来形などに関する事項	30分

(f) 造園

確認試験科目	試験内容	解答時間
一般講習確認試験	倫理、コンプライアンスに関する一般事項。 契約、特記仕様書、設計変更、工事竣工などの事務手続きに関する一般事項	30分
専門講習確認試験	道路植栽、植物材料、植樹工、植栽基盤整備工、移植工、 マルチング工、造園耕作物工、植生のり面工などの造園全般における設計方法、施工方法等に関する事項 樹木剪定、樹木施肥、樹木薬剤散布、灌水作業などの造園作業に関する事項	30分

8.4. 専門テキスト（初級講習会及び中級講習会受講者）

初級講習会受講者及び中級講習会受講者の内、専門講習確認試験を受けられる方に、講習会受講前に専門に関するテキストを送付します。

ただし、初級講習会受講者の内、別表 - 1、別表 - 2、別表 - 3のいずれかの資格を有している者及び中級講習会受講者の内、別表 - 2、別表 - 3のいずれかの資格を有している者は、専門講習確認試験を受ける必要は有りませんので、専門に関するテキストは送付致しません。

8.4.1. 専門テキストの発送

専門に関するテキストは、会社申請担当者様あてに送付しますので、受講者の方に必ずお渡し下さい。

平成21年10月16日（金）までに送付します。

8.5. 上級講習会の確認試験

8.5.1. 論文確認試験

表 8-4 論文確認試験の概要

講習会名	講習内容	論文確認試験内容	時間
上級講習会	コンプライアンス、一般倫理、技術者倫理、高速道路の概要、新技術・新工法等の知識全般	経験した技術的課題とその対処方法、工事の品質管理、安全管理、技術者倫理などに関し指導的立場での応用力を論文形式により試験（120分）	1日

8.5.2. 口頭確認試験

表 8-5 口頭確認試験の概要

審査内容	時間
論文確認試験が一定レベルに達した者を対象に、論文内容について審査員との面接口頭試験による、総合的試験	15分

8.6. 修了証の送付、結果の通知

試験において、一定レベルに達した方には、修了証を下記期日までに会社の申請代表者に送付しますので、受講者本人にお渡し下さい。一定レベルに達しなかった方には、結果通知を下記期日までに会社の申請代表者に送付します。通知が届かなかった場合は、調査会講習企画課へ電話等でお問い合わせください。修了審査の採点結果などに関する問い合わせには、一切お答えできません。

初級講習会	修了証及び結果通知送付	:平成21年12月28日(月)まで
中級講習会	修了証及び結果通知送付	:平成21年12月28日(月)まで
上級講習会	論文確認試験結果通知送付	:平成22年1月8日(金)まで
上級講習会	修了証及び結果通知送付	:平成22年2月19日(金)まで

なお、結果の通知内容は、以下のとおりです。

- 1) 修了証（初級講習会、中級講習会、上級講習会）を送付講習会を受講し、修了確認試験において一定のレベルに達した者。
- 2) 上級講習会 論文確認試験結果を通知
上級講習会論文確認試験で一定のレベルに達した者。口頭確認試験の日時、場所等の案内と一緒に通知します。
- 3) 未修了理由を付した結果を通知
申請者のうち、一定のレベルに達しなかった者、講習会の一部または全部において欠席、キャンセルなどの理由で上記に該当しなかった者については、次表記載事項を期日までに通知します。

表 8-6 未修了理由

記載事項	記載事項の内容
一定レベル未達	一定のレベルに達したと認められなかった者
欠 席	講習会の一部または全てを受講しなかった者
キャンセル	講習会をキャンセルした者

9. 更新講習会

9.1. 更新講習会の内容

更新講習会の内容は、下表のとおりです

表 9-1 管理員修了更新講習会の概要

講習会名	講習内容	講習日数
更新講習	一般倫理、技術者倫理、高速道路会社の概要	0.5 日間

9.2. 受講要件

管理員修了（技術員、技師C、技師B）を平成12年度～平成13年度内に取得し^{(*)1}、施工管理資格更新を希望し、所定の継続教育4単位を受講している者
昨年度までに施工管理員制度における施工管理資格更新対象者であるが、やむを得ない理由により特別規定の適用を認められ修了更新時期を延期した者^{(*)2}で所定の継続教育4単位（1単位/年）を受講している者

- 1：管理員番号通知書の認定期限が、平成22年3月31日と記載されている者
2：平成20年度内に公文書により理由書の提出があった者

9.3. 受講申請の受付期間と申請書提出先

受講申請受付期間

平成21年9月9日（水）～平成21年10月7日（水）

**申請書類は簡易書留郵便で郵送して下さい。受付期間最終日の【消印有効】
です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません**

申請書提出先

(財)高速道路調査会 講習企画課

〒108-0014 東京都港区芝4丁目17番5号田町プレイス4階

TEL 03 - 6436 - 2080

9.4. 受講申請に必要な書類

受講申請に必要な書類は、次表のとおりです。

表 9-2 申請に必要な書類

	書 類	部 数	摘 要
1	更新申請書 (参考1 様式 - 3)	1 部	申請代表者名で申請者全員について記入します。 <u>申請代表者の社印・役職印</u> が必要です。 また、申請者毎に受講希望地を所定の地区から 選択し、記載してください。 なお、所定の地区とは、札幌、仙台、東京、名古屋、 大阪、福岡のうちから選択して下さい。
2	継続記録簿 (様式自由)	受講申請者 毎に 1 部	継続教育については 9 . 9 を参照して下さい。

9.5. 申請における留意事項

申請代表者が取りまとめ会社単位で受講申請して下さい。

**申請書類は簡易書留郵便で郵送して下さい。受付期間最終日の【消印有効】です。
それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。**

申請書類に不備があった場合は、受講することができません。

申請書類の記載等に虚偽がある場合は、受講することができません。また、修了証を
送付した後に、記載等に虚偽が発覚した場合は、修了証を無効といたします。

提出された申請書類は返却致しません。

受講票・受講料振込用紙は、受講申請時に所属している会社へ送付します。申請後に
会社を異動した者がいる場合でも、申請時の会社から受講料が振り込まれないと、受
講できないので注意して下さい。また、受講票、結果通知などは、申請時の会社の申
請代表者様あてに送付します。

9.6. 受講票・受講案内等の送付

- 1) 下記期日までに受講票・受講案内等の資料を各会社申請担当者様あてに送付します。
会社から受講票等資料を申請者各人に確実にお渡しください。

平成 2 1 年 1 1 月 6 日 (金) までに送付します。

- 2) 上記期日までに受講票・受講案内等が届かない場合は、電話等により調査会講習企画
課にお問い合わせください。

3) 各講習会開催地の希望人数により複数回に分けて講習会を開催する場合がありますが、受講日の振り分けについては調査会でさせていただきます。

なお、受講日の変更は原則として行いませんが、やむを得ない理由より、受講日を変更する必要が生じた場合は、調査会に連絡して下さい。ただし、受講会場など希望には添えない場合もあります。

9.7. 料金の支払い方法

受講票・受講案内と同時に、受講料等の「振込依頼書」を送付します。受講料等は必ずこの用紙にて会社単位で納入してください。現金等での直接納入はお断りいたします。納入は振込用紙到着後、下記期日までにお済ませ下さい。期日までに入金の確認がとれない場合は受講できない場合がありますのでご注意ください。

注) 請求書・領収書は発行致しません。振込金受取書をもって領収書にかえさせていただきます。

平成21年11月20日(金)まで

9.8. キャンセル等の取り扱い

都合によりキャンセルされる場合は、下記期日までに調査会講習企画課にご連絡ください。受講料等を振り込み済みの場合は、振り込み手数料を差し引いて払い戻します。下記期日以降にキャンセルされる場合は、受講等料金全額を申し受けます。この場合、講習会のテキスト等資料は講習会実施日以降送付します。

平成21年11月20日(金)17:00まで

9.9. 継続教育

9.9.1. 継続教育の内容

継続教育は、次表に示す内容の講習会が対象となります。

表 9-3 対象とする継続教育の内容

継続教育の内容		講義時間	必要単位 ¹
講習会	第三者機関が開催する <u>一般倫理、技術者倫理に関する講習会への参加</u>	1 時間	4
自社研修	社内教育（一般倫理、技術者倫理）		

1 ; 1 単位とは、1 年間に 1 時間程度の倫理に関する講義を受講。

また、ここでいう1 年間とは、1 0 月から翌年 9 月までの期間であり、通常の年（1 月から 1 2 月）、年度（4 月から翌年 3 月）とは異なりますので注意して下さい。

（例えば、1 回目を平成 2 0 年 1 2 月に、2 回目を平成 2 1 年 7 月に継続教育を受けたとしても 2 回にならず、1 回と計算されます。）

2 ; 当調査会におきましても、「倫理に関する講習」を実施しておりますので、ご活用ください。

9.9.2. 継続教育の記録

1) 継続教育の記録は、管理員認定者毎に継続教育の履行確認ができる様式の記録簿に整理し、その写しを提出してください。

履行確認ができれば様式は自由としますが、第三者機関の講習会等による場合は開催者、自社研修の場合は公印等の証明印は必ず必要となります。

9.10. 修了証の送付、結果の通知

講習会受講を確認できた者には、全ての講習会終了後、修了証を下記期日までに会社の申請代表者に送付します。

受講料納入済みで欠席などの理由により、受講しなかった方には、その旨、下記期日までに会社の申請代表者に送付します。

下記期日までに確認通知が届かなかった場合は、調査会講習企画課へ電話等でお問い合わせください。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日（金）まで

10. 個人情報について

10.1. 利用目的

調査会が講習会の申込みに伴い収集させていただきます個人情報は、講習会の出欠管理、講習会の運営、修了証の発行に利用させていただきます。

また、調査会の講習会等のご案内に利用する場合があります。それ以外の目的には利用致しません。

収集する個人情報項目：【氏名、生年月日、会社名、所属、学歴、国家資格、職歴、
管理員資格、管理技術者歴、「会社の申請担当者に関する項目：電話番号、メールアドレス」】

10.2. 個人情報の第三者への提供・委託

収集した個人情報は法令に基づく場合を除き、第三者に提供・委託することはありません。

10.3. 個人情報の取り扱い

各社から送付された個人情報は、各個人の上承を得て送付されたものとさせていただきます。

10.4. 苦情およびお問い合わせ先

財団法人 高速道路調査会 企画部個人情報保護係

書面(封書)による場合 〒108-0014 東京都港区芝4丁目17番5号 田町プレイス4階

電子メールによる場合 privacy@express-highway.or.jp